# 「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」設置に至る経過概要

# 第2次基本計画に盛り込むべき施策に関する議論 (PTSD治療、カウンセリング等の費用の公費負担について)

# 省庁意見

### 構成員意見

【カウンセリング費用を犯罪被害給付制度の重傷病給付金の対象とすることについて】

- (前半省略)重傷病給付金は、犯罪行為によって重大な負傷又は疾病を受けた場合に、その傷病 とから、健康保険制度の適用される医療行為に係る費用が対象となっており、健康保険制度が適 用される精神科医による精神療法等については重傷給付金の対象としている。一方、臨床心理士 等によるカウンセリング費用は、健康保険制度が適用されないことから、重傷病給付金の対象とは されていない。したがって、臨床心理士等のカウンセリングについて、当該カウンセリングに係る費 用を重傷病給付金の対象とする制度設計を検討するためには、その前提として、対象となる傷病の 類型・治療行為・効果・費用のあり方について、健康保険等の適用される医療行為に準ずる形で定 める制度が整備されることが必要であると思料する。(警察庁 カウンセリング費用を重傷病給付金 の対象とすることについての見解)
- カウンセリングの必要性については、我々も大変強く感じており、現在、部内にカウンセリング専 門職を配置したり、民間の精神科医や臨床心理士に協力をいただいて進めている。現在でも、精神 科医による保険適用の医療として行われるカウンセリングについては、重傷病給付金の対象になっ ている。一方、臨床心理士によるカウンセリングを犯給制度の重傷病給付金の一つとするために は、重傷病給付の基本構造からすれば、健康保険制度の中にカウンセリングを位置づける必要が ある。鍼、きゅうのような制度も一つの例だと思う。臨床心理士とは何かを明確にする法律があり、 健康保険にうまくつなげていけば、重傷病給付金の対象として検討できるのではないかと考えてい る。(警察庁)
- (重傷病給付の枠内で扱うかどうか、警察庁も一緒に継続的に協議する方向で了解してもらえる かという旨の確認に対し)我々には、傷病の類型、治療行為、効果などの知見がないので、専門家 の方で、厚生労働省なり文部科学省なりで整理していただき、制度化ないし類型化といった作業が 必要だと思う。(警察庁)
- (裁判員メンタルサポート窓口サービスについて、メンタルヘルス対策の専門知識を有する民間 リングを行うほか、必要に応じて医療機関を紹介するなどの内容。臨床心理士等による面接は5回 まで無料で全国47都道府県で対面カウンセリングが可能。(最高裁判所説明))

「PTSD治療、カウンセリング等の利用促進のための体制づくり及び公費負担」についての要請は高いが、現 の程度に応じて一定の給付金を支給するものであるところ、傷病を負った者が共通して負担を余儀|状では警察内におけるカウンセリング体制などの整備の進展は見られるものの、「どこに専門家がいるのか分か なくされる保険診療による医療費の自己負担部分が傷病の程度を的確に表していると考えられるこしない。」「カウンセリングの費用が続かない。」という声が聞かれるなど基本計画に述べられているような精神科 医による支援やカウンセリング体制の整備は進んでいない状況である。そこで、公費負担に関し、犯罪被害給付 金の重傷病給付を拡張してカウンセリング費用を給付することを提案する。

#### (提案の概要)

- ・ 支給対象者については、犯罪被害給付制度の重傷病給付金の支給を受けられる者及びその家族のうち、 医師が、犯罪被害後のメンタルヘルスの悪化に関し、心理療法、カウンセリングが必要であると認めた者
- ・ カウンセリング提供者については、被害者カウンセリング委員会(仮称)(担当機関及び専門家から構成さ れる委員会)により、被害者カウンセリングのガイドラインに沿ったカウンセリングを行うための要件を備えてい るものと認定されたカウンセリング機関
- ・ 提供するカウンセリングについては、上記ガイドラインに沿ったカウンセリング
- ・ 公費で負担する範囲は、原則5回分、最大40回分までのカウンセリング費用

カウンセリングは、狭義のPTSD治療にはおさまらない部分がある。提案は、カウンセリングを社会的な支援 |の一環と考えたもの。「現在カウンセリングが必要な人」をどう切り取るかは技術的な問題であるところ、これをア セスメントする制度を新たに作る財政的余裕はないと思うので、重症病給付金の対象者とその家族とした。カウン セリングの質が様々であることはそのとおりであるが、担当機関と専門家が公費負担の対象となるカウンセリン |グ提供者やカウンセリング内容をあらかじめ定めるなどすれば、カウンセリングの質を担保することはできるので あって、カウンセリングが医療に準ずるものとして位置づけられていないことは、公費負担を妨げる理由にはなら

・うつ病については認知行動療法が医療保険適用となった。海外ではPTSD治療には認知行動療法ということ が共通して言われており、日本でも、厚生労働省の研究班でガイドラインの策定を行っている。現在、保険医療の 対象になっていないからといって治療を受けることができないのは被害者にとって大変不利益。PTSDに対する認 知行動療法がいずれ保険適用の可能性があるという事態に置いたときは、まさに、それは、医療に準じる形と いって差しつかえない治療ではないか。重傷病の枠で考えるならば、エビデンスが高く、まさに医療行為に準じる 業者に電話や面談によるカウンセリングを委託している。電話及びeメールによる健康相談及びカウと思われるものについては適用の範囲とし、基準として厚生労働省等でガイドラインを示すという形で行うという ンセリング、希望又は必要に応じて臨床心理士、精神保健福祉士等の資格を持つ者によるカウンセーやり方が考えられると思う。なお、被害者の被害はPTSDだけではないところ、カウンセリングは一定の効果を上 げているため、重傷病の枠を広げる形で、被害者の心身の回復のため、最高裁の例のように、5回程度のカウン セリングは医師が必要と認める被害者は受けることができるようなものが望ましい。

- 臨床心理士の国家資格化ができれば重傷病給付の対象とすることも可能ということであれば、そこまで待って いられないと考えたほうがよい。通院精神療法については、診療報酬は医師にしかつかない。医師が外来診療 の中で通院精神療法(カウンセリング)を行うことは、実際問題としてできない。実際にはできない状況の中でやっ ていくということを考えると、準じるという形でやっていくしかないと思う。必要性については理解しているというの は心強く思う。難しい点はあるが、それを乗り越える新しい制度を作らないとこの問題は一歩も動かなくなってしま
- ほんの数日間事件や被害者に接する裁判員とは比べものにならないほど、犯罪被害者は大きな打撃を受け ている。一生涯の生活に影響を受けるほどの大変な状況にありながら、お金がないのでカウンセリングが受けら れないという状況も起きている。今、目の前で苦しんでいる被害者に、早くカウンセリングがしっかりと届くように 考えていただきたい。

### 【カウンセリングに対する健康保険の適用について】

健康保険の関係について、PTSDの治療についても、躁うつ病、神経症、心因反応といった社会 生活を営むことが著しく困難な場合に、一定の治療計画の下に、対人関係の改善、社会適応能力 の向上を図るための指示や助言といったことを継続的に行う通院、在宅精神療法が認められてい る。診療報酬改定の際に適応拡大を図ることをやっている。精神的な被害に有効とされる療法を保 |険適用するかという点は、関係学会など専門家の意見を伺いながら今後も検討していきたい。(厚 生労働省)

### 【臨床心理士の国家資格化について】

臨床心理士の問題はいわゆる臨床心理技術者ということで、文部科学省だけでなく厚生労働省 が基本的に国会答弁などを行っている。臨床心理技術者の国家資格制度の創設については、その 業務範囲等について関係者の意見が一致しておらず、結論が出ていない。引き続き、関係議員連 盟等における国家資格制度の創設に関する検討状況を注視しつつ、関係各方面の意見を踏まえ、 どのような対応が可能であるか、関係省庁も含めて検討されている。(文部科学省)

# 検討会設置に関する議論

- カウンセリング費用の公費負担の問題は、構 成員提案の新しい補償制度にはカウンセリング |費用についても補償の対象にするという構想で あることなどから、犯罪被害給付制度の拡充等 の問題と併せて検討したい。テーマが絞られてい るので、機動的に検討するために参加省庁を 絞って、有識者にも社会保障に知見のある研究 者に参加していただくなど配慮して別途検討会を 開催するのがよいと考える。(内閣府)
- カウンセリングの件についてはかなり性質が 違うので一緒というのはどうかと思う。カウンセリ ングに関しては、臨床心理士が国家資格になっ ていないということが非常に問題になったので、 今まで臨床心理士について所管官庁だった文部 科学省に出てきてもらう必要がある。新しい制度 の検討は、かなり抜本的なところで被害者支援を どう考えていくかという問題を含んでいる大きな 問題。一方、カウンセリングの問題はだいぶ詰め てもらって、問題がかなり絞られている。それがど ういうふうに実現されるかというところにあるの |で、審議すべき人も違うと思う。
- 構成員の提案も、犯罪被害給付制度の拡充 も、警察に届けない被害者を対象にして考えるの は難しい制度だと思う。ところがカウンセリングの 公費負担は、警察に届出をしない被害者も含め た検討が前から要望として出されているのでそれ も骨子案に入ってくると思うので、同じ土台で話 ができるかという心配があり、例えば制度全体の ことを話したうえで分科会に分けることも考えられると思う。
- 犯給法を真ん中に置きながら、大きくそれを超 えるような形になるのか、抜本的なものなのかを 含め、構成員の提案が議論の一つにあり、もう1 つカウンセリングの問題を含めて、そこは一体と して議論していう方が現実的ではないかというこ とで提案させていただいた。確かにカウンセリン グの問題についてはかなり専門的な部分があっ て具体的な議論もされている。そういう意味で は、抜本的な見直し云々の議論とは質的に違う のではないかというところも確かにあるだろうと思 う。再度、事務局案を検討させていだだきたい。 (内閣府)
- カウンセリング費用の公費負担の検討会は別 建てとし、検討期限は2年以内を目途とする。(内